

市が主催するイベント・会議等に関する実施方針（令和4年5月16日以降）

令和4年5月13日改訂

富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 趣旨

この実施方針は、国の基本的対処方針や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言及び新型コロナウイルス感染症分科会の方針等を踏まえ、市民等の生命と安全を確保するため、市が主催するイベントや会議等を実施する場合の基本的な考え方を示すもの。

なお、この実施方針の内容については国の基本的対処方針や県主催イベント・会議等の考え方等の見直し内容を踏まえ、適宜見直しを図るもの。

2 市主催のイベントについて

（1）基本的な考え方

- イベントの開催は、「新しい生活様式の定着」を前提とする。
- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- 1,000人を超えるイベントの主催時には都道府県に事前相談する。
- 入退場や共用部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き50%以内とする。
- すべてのイベントについて、適切な感染防止策が整わない場合は、原則中止または延期を含め慎重な対応をする。

<イベント開催制限等について>

	感染防止安全計画（注1）策定	その他 （感染防止安全計画を策定しないイベント）
人数上限（注3）	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
収容率（注3）	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%

（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの

（注2）感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」の担保が前提

（注3）収容人数と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

(2) イベント開催等における必要な感染防止策

項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。</p> <p>※大声を「観客等が、㉗通常よりも大きな声量で、㉘反復・継続的に声を発すること」との定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</p> <p>※大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</p> <p>※飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>※適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。</p>
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
③換気の徹底	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底</p> <p>※室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。</p> <p>※屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</p> <p>※必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。</p>
④来場者間の密集回避	<p>□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</p> <p>□休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や導線確保等の体制構築</p> <p>※入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。</p> <p>□大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保</p> <p>※「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。</p>
⑤飲食の制限	<p>□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底</p> <p>□食事中以外のマスク着用の推奨</p> <p>□長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛</p> <p>※発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</p>

<p>飲食の制限（つづき）</p>	<p>□自治体等の要請を踏まえた飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</p>
<p>⑥出演者等の感染対策</p>	<p>□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する ※体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</p> <p>□練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する演者間での感染リスクに対処する。 ※練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、演者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。</p> <p>□出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）</p>
<p>⑦参加者の把握等</p>	<p>□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 ※接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 ※原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。</p> <p>□入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 ※チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。</p> <p>□時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起</p>

（3）各場面における新型コロナ感染防止等のポイント

①基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用（ウイルスを移さない）
- 人と人の距離を確保（1mを目安に）
- 感染リスクが高まる「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面1：飲酒を伴う懇親会等 場面2：大人数や長時間に及ぶ飲食 場面3：マスク無しでの会話
 場面4：狭い空間での共同生活 場面5：居場所の切り替わり

②換気の実施

【窓がある場合】

- 空気の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にする
- 回数は、毎時2回以上確保する
- 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開け、窓とドアの間に空気の流れをつくる
- 扇風機や換気扇を併用したり工夫すると、換気の効果はさらに上がる

【機械換気がある場合】

- 換気量をさらに増やすことは予防に有効であることから、冷暖房効率は悪くなるが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入量を増やす
- 通常の家計用エアコンは、空気を循環させるだけなので、別途換気を確保

【乗り物の場合】

- エアコンは「内気循環モード」ではなく「外気モード」にする

③感染症対策と熱中症予防について（夏期で気温・湿度が高い場合）

○屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外しても構わない

○マスク着用の場合は、強い負荷の作業や運動は避け、こまめに水分補給を実施すること

○人との距離を十分に確保し、適宜マスクを外して休憩をとること

○冷房時でも適宜換気を行い、室内温度が高くならないように、エアコンの設定温度を下げるなどの調整を行うこと

○3つの密（密集、密接、密閉）を避け、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障がい者への目配り・声がけを実施すること

3 市主催の会議について

- ① 実施する場合は、規模の縮小や感染防止対策を徹底すること（2の（2）感染防止対策事項を参照）
- ② ウェブ会議等も積極的に活用すること

4 職員の出張等について

- ① 業務上出張せざるを得ない場合は、最小限の人数で、混雑や「3つの密」を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染防止対策を徹底すること
- ② 感染拡大傾向のある地域への出張等は避けること

5 参考資料

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年4月22日）で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」
- ② 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日）で示された「新しい生活様式の実践例」
- ③ 感染リスクが高まる「5つの場面」（10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料）
- ④ 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年3月17日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）